

群馬県立県民健康科学大学大学院科目等履修生規程

(趣旨)

第1条 この規程は群馬県立県民健康科学大学大学院学則（以下「学則」という。）第39条の規定に基づき、科目等履修生について必要な事項を定める。

(資格)

第2条 科目等履修生として履修を志願することができる者は、学則第15条に規定する入学資格を有する者とする。

(履修の始期)

第3条 履修の始期は、原則として学年又はセメスターの始めとする。

(出願手続)

第4条 科目等履修生として履修を志願する者は、次の各号に掲げる書類を研究科長に提出しなければならない。

- (1) 科目等履修願
- (2) 履歴書
- (3) 最終出身校の卒業証明書
- (4) その他必要と認められる書類

(履修許可)

第5条 履修の許可は、当該授業科目の授業に支障のないときに限り、研究科委員会の意見を聴いて、学長が行う。

2 選考の方法については、別に定める。

(授業料)

第6条 科目等履修生として履修を許可された者は、所定の期日までに群馬県立県民健康科学大学条例（平成16年群馬県条例64号）第7条に定める科目等履修生授業料を納めなければならない。

2 既納の授業料は、原則として返還しない。

(期間)

第7条 履修の期間は1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、その期間を延長することができる。

(履修単位)

第8条 博士前期課程の科目等履修生が1年間に履修することができる授業科目の単位数は、10単位までとする。

2 博士後期課程の科目等履修生が1年間に履修することができる授業科目の単位数は、看護学研究科においては6単位まで、診療放射線学研究科においては4単位までとする。

(単位の授与)

第9条 学則第27条の規定に基づき、学修の評価を受け合格した者には、所定の単位を与える。

(単位修得証明書の交付)

第10条 学長は、科目等履修生の申し出に基づき、修得単位、成績及び履修期間等につ

いて所定の証明書を交付する。

(許可の取消し)

第 11 条 学長は、科目等履修生がこの規程に違反したとき、又は疾病その他の事由により届け出た科目を履修する見込みがなくなったときは、履修の許可を取り消すことができる。

(準用)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、学則その他学生に関する諸規程は、科目等履修生について準用する。

附 則

1 この規程は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。